

7年4月から貸室の団体登録制度や使用料が変わります！

4年10月に策定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方にに基づき、区民相互の交流や多様な区民活動の支援、充実を一層図っていくため、7年4月1日から貸室の位置付けや団体登録制度を見直し、施設の利用について各種変更を行います。詳細は区画(コード①)をご覧ください。



画東部地区サービス事務所コミュニティ施設管理係(☎5722-9371、FAX5721-7807)

1 会議室などの位置付けが変わります

各施設の会議室や研修室などは、区民の誰もが幅広く柔軟に活用できる場となるよう「施設ごとの貸室」から一律に「コミュニティルーム」として位置付け、予約申し込み時期などを統一します。

部屋の名称を施設内の位置や呼びやすさを考慮した3桁の番号に変更します
(例)2階にある部屋の名称→201、202(当面的間、これまでの名称を併記します)

コミュニティルームとして 会議室などを統一する施設	統一しない施設
<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等・共同参画センター ●中小企業センター ●消費生活センター ●社会教育館 	<ul style="list-style-type: none"> ●住区会議室 ●勤労福祉会館 ●老人いこいの家 ●緑が丘文化会館

2 団体登録制度が変わります

施設ごとに設けていた団体登録制度を見直し、分かりやすい新たな制度に変更します。現在の男女平等・共同参画センター利用団体、地域活動団体、消費生活センター利用団体、社会教育関係団体は「登録団体(区民団体)」に、一般団体は「一般団体(区民団体)」に自動的に移行します。いずれの団体も次回更新時に登録要件に合った団体区分への申請が必要です。

現行の団体区分	新たな団体区分	登録要件	制度内容
男女平等・共同参画センター利用団体、地域活動団体、消費生活センター利用団体、社会教育関係団体(成人・青少年A・青少年B)	登録団体(区民団体)	次の①～⑤全てに該当する団体 ①施設の設置目的に沿った活動を行う ②構成員が5人以上 ③代表者が区内在住・在勤・在学のいずれか ④構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学のいずれか ⑤営利・宗教・政治活動を専ら目的としない	利用申し込み開始時期 抽選申し込み：4カ月前の1日 優先申し込み：3カ月前の5日 空き申し込み：2カ月前の1日 抽選・優先申し込み上限 10コマ(1コマは1利用時間区分) 使用料 負担割合25%
一般団体	一般団体(区民団体)	次の①～③全てに該当する団体 ①代表者が区内在住・在勤・在学のいずれか ②構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学のいずれか ③営利・宗教・政治活動を専ら目的としない	利用申し込み開始時期 抽選・優先申し込み：なし 空き申し込み：2カ月前の1日 使用料 負担割合50%
	その他団体	上記の要件を満たさない団体	利用申し込み開始時期 抽選・優先申し込み：なし 空き申し込み：1カ月前の1日 使用料 負担割合100%

※芸術文化活動団体、心身障害者関係団体、高齢者センター利用団体は変更なし
※コミュニティルームの7年4月利用分の抽選申し込みは12月1日から開始(抽選申し込みができる団体は、登録団体(区民団体)へ移行する団体)

3 利用時間割が変わります

施設名	改定前時間割	改定後時間割
男女平等・共同参画センター、勤労福祉会館、心身障害者センター	午前=9:00~12:00 午後=13:00~17:00 夜間=18:00~21:30	午前=9:00~12:00 午後①=12:30~15:00 午後②=15:30~18:00 夜間=18:30~21:00
住区センター、中小企業センター、社会教育館、緑が丘文化会館	午前=9:00~12:00 午後=13:00~17:00 夜間=18:00~21:00	
老人いこいの家(住区センター併設館)		午前=9:00~12:00 午後①=12:30~14:30 午後②=15:00~17:00
老人いこいの家(単独館)		
消費生活センター	午前=9:00~12:00 午後=13:00~17:00	

※めぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホール、高齢者センターは利用時間割は変更なし

4 使用料が変わります

5年11月に策定した「公の施設使用料の見直し方針(5年度改定)」に基づき、7年4月利用分から各施設の使用料を変更します。体育施設については、改めてお知らせします。

画資産経営課(☎5722-9876、FAX5722-6134)、
スポーツ振興課計画指導係(☎5722-9317、FAX5722-9754)

5 施設予約システムに新機能を追加します

7年4月1日から、使用料の支払いや利用者登録申請がオンラインでも行えるようになります。利用方法などの詳細は、来年3月頃にお知らせします。

学校施設の利用方法が変わります！

7年4月1日から貸室の団体登録制度の変更に伴い、学校施設利用団体の登録制度も新しくなり、使用料を設定します。詳細は、学校スポーツ団体については区画(コード②)、学校教室利用団体については区画(コード③)をご覧ください。



画スポーツ振興課管理係(☎5722-9690、FAX5722-9754)、生涯学習課生涯学習係(☎5722-9314、FAX3715-3099)

現行の利用団体 (7年3月31日まで)	新たな学校施設利用団体 (7年4月1日から)	登録要件
社会教育関係団体、地域活動団体	校庭・体育館などを利用する団体 学校スポーツ団体 (学校(ホーム校)/大人・子ども)	次の①～③全てに該当する団体 ①貸室の登録団体(区民団体)の要件(上記参照)に該当(※1) ②校庭利用は構成員が10人以上 ③学校施設利用要件確認書(※2)・団体構成員名簿を提出 ※1 学校施設利用団体の登録で、コミュニティルームを利用する登録団体(区民団体)としても登録 ※2 確認のため、団体規約など資料の提出が必要な場合あり
申請先 社会教育関係団体 =社会教育館・緑が丘文化会館・青少年プラザ 地域活動団体=住区センター	教室を利用する団体 学校教室利用団体 (大人・子ども) ※子どもは中学生以下	申請先 施設予約システム、校庭・体育館などの利用団体は総合庁舎本館1階スポーツ振興課窓口、 または教室利用団体は総合庁舎本館5階生涯学習課窓口

学校施設利用要件

学校施設は、学校教育に支障のない範囲で社会教育その他公共の目的のために利用することができる施設です。学校施設利用団体(定期利用)は、団体登録の際に学校施設利用要件確認書で利用要件を確認し、順守する必要があります。

使用料

6年5月に策定した「学校施設の使用見直し方針」に基づき、条例が改正され、使用料が設定されました。